

盛岡市医療福祉機器等販路開拓支援補助金

本市の地域再生計画において支援することとしている地域経済牽引事業者による、国外拠点の整備を含む国外市場の開拓または販路の拡大を目的として、展示会等への出展・出品、国外取引先との商談の実施及び国外拠点の設置に要する経費の一部を補助する。

補助対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 国内外で開催される、国外の事業者等への販路拡大を主たる目的とした展示会等へ、自ら製造する医療福祉またはライフサイエンスにかかる製品またはサービスを出展する事業 2 上記製品・サービス等に関し、国外の企業等と商談を実施する事業 3 上記製品・サービス等の販売・営業活動等の実施拠点となる事業所を、国外に設置する事業
補助対象事業者 (認定事業者)	<p>以下の要件を全て満たす事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自社製品またはサービス等の国外展開により事業を拡大する地域経済牽引事業計画をもって地域経済牽引事業者を選定された事業者であること。 2 医療福祉またはライフサイエンスにかかる機器の開発・製造を主たる事業として営んでいる事業者であること。 3 当該事業者の事業拡大が、盛岡市の地域再生計画の目標達成に必要な手段と認められる事業者
補助対象経費 ※消費税を除く。	<ol style="list-style-type: none"> 1 展示会等出展事業 出展小間料、小間装飾費、備品借上料、販売促進資料（パンフレット、プロモーションビデオその他の自社製品等の販売の促進のために作成する資料）制作費、運搬料及び旅費（2人分まで） 2 国外顧客開発事業 旅費（2人分まで） 3 国外拠点設置事業 コンサルタントへの依頼に要する経費、事業所の改装費のうち内装工事、外装工事、給排水設備工事、サイン工事及び電気工事に要する経費、旅費（2人分まで）、事業所の賃借料（賃借料が発生した月以後の12月分） <p>※ コンサルタントを依頼する場合は、事前に協議書を提出し、市長の許可を得ること。</p> <p>※ 各事業における旅費については、各企業における内規等に基づき適正に申請された運賃等、日当及び宿泊費を補助対象経費とする。なお、航空機、宿泊施設は可能な限り格安のプラン等を使用すること。</p>
補助金額等	<p>予算の範囲内で補助対象経費の4/5以内の額（千円未満切捨て）。</p> <p>ただし、補助対象経費を対象として、国・県・他の地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、その分を除く。</p>

<p>事業の流れ</p>	<p>補助事業者の認定から補助金の支出までは、以下の流れで実施する。</p> <p>1 補助対象事業者（認定事業者）の認定</p> <p>補助対象事業者（認定事業者）となることを希望する事業者は、認定申請書とともに次の書類を提出する。</p> <p>(1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画の承認通知及び申請書の写し</p> <p>(2) 定款，法人登記証明書，印鑑証明書</p> <p>(3) 申請の前年分の事業税納税証明書</p> <p>(4) その他市長が必要と認めるもの</p> <p>※ 認定は、特段の事由がない限り令和4年3月31日まで有効。</p> <p>2 補助金交付申請書の提出</p> <p>認定事業者は、補助金交付申請書に当該年度の補助対象事業にかかる事業実施年度計画書，収支予算書，その他市長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。</p> <p>3 補助金交付申請，完了報告・請求</p> <p>認定事業者は、締結した契約に基づく当該年度の事業実施後，補助金交付請求書，収支精算書に次の書類等を添付し，同年度の2月25日までに提出する。</p> <p>(1) 展示会等出展事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示会等出展事業実績書 ・展示会等の概要が分かる資料，設置したブースの写真，製作したパンフレット・プロモーションビデオ等。 <p>(2) 国外顧客開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国外顧客開発事業実績書 <p>(3) 国外拠点設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国外拠点設置事業実績書 ・コンサルタントを依頼した場合には，契約書の写し。 ・事業所を設置した場合には，事業所に関する賃貸契約書及び内装工事等に係る契約書の写し（必要な費用が明記してあるもの），事業を実施又は実施予定であることが分かる図面及び内観写真 <p>※ 旅費について（各事業共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付請求書に，次の書類を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費の支出に関する内規等 ○ 航空機，タクシー等利用諸経費領収書 ○ 運賃計算サイト等による，目的地までの運賃の計算結果 ○ 宿泊施設の請求書または滞在証明書
<p>問合せ先</p>	<p>盛岡市商工労働部ものづくり推進課 立地創業支援室（若園町分庁舎1階）</p> <p>電話：019-626-7551（ダイヤル）</p> <p>メール：monozukuri@city.morioka.iwate.jp</p>